

○岩手県港湾施設管理条例施行規則

昭和40年11月2日規則第85号

改正

昭和42年8月22日規則第55号

昭和44年11月14日規則第69号

昭和48年4月23日規則第23号

昭和51年4月1日規則第35号

昭和57年3月26日規則第16号

昭和59年3月30日規則第30号

昭和59年5月1日規則第50号

昭和60年4月30日規則第45号

平成2年3月20日規則第12号

平成6年3月31日規則第151号

平成8年3月29日規則第33号

平成9年3月31日規則第73号

平成11年3月31日規則第92号

平成16年6月29日規則第66号

平成18年1月1日規則第1号

平成18年3月31日規則第96号

平成18年11月17日規則第143号

平成21年10月27日規則第62号

平成22年3月31日規則第36号

平成29年9月22日規則第57号

岩手県港湾施設管理条例施行規則をここに公布する。

岩手県港湾施設管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第 1 条の 2 リアスハーバー宮古の休所日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 条例第16条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。

(使用時間)

第 1 条の 3 リアスハーバー宮古の使用時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日までの期間のうち、日曜日及び休日以外の日 午前9時から午後7時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後5時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(港湾施設の滅失等の届出)

第 2 条 条例第4条の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による港湾施設滅失（損傷）届を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(危険物の搬入の届出)

第 3 条 条例第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による危険物搬入届を局長に提出しなければならない。

(使用の許可申請)

第 4 条 条例第7条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては指定管理者に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては局長に

提出しなければならない。

使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書
岸壁 係船浮標	別に定める様式による係留施設使用許可申請書
浮棧橋	別に定める様式による浮棧橋使用許可申請書
軌道走行式荷役機械	別に定める様式による軌道走行式荷役機械使用許可申請書
上屋	別に定める様式による上屋使用許可申請書
野積場 泊地 貯木場	別に定める様式による野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書
船舶のための給水施設	別に定める様式による船舶のための給水施設使用許可申請書
船舶保管施設	別に定める様式による船舶保管施設使用許可申請書
港湾管理事務所	別に定める様式による港湾管理事務所使用許可申請書

2 前項の使用の許可申請のうち岸壁、係船浮標、軌道走行式荷役機械、上屋、野積場、泊地、貯木場又は船舶のための給水施設の使用に係るものについては、係留施設使用許可申請書、軌道走行式荷役機械使用許可申請書、上屋使用許可申請書、野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書又は船舶のための給水施設使用許可申請書を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。

（使用の許可を要しない岸壁）

第4条の2 条例第7条第2号の規則で定める岸壁は、別表の左欄に掲げる港湾ごとに同表の右欄に定める岸壁とする。

（許可の表示）

第4条の3 指定管理者は、条例第7条第9号の船舶保管施設の使用の許可をしたときは、許可済証（別記様式）を交付するものとする。

2 前項の規定による許可済証の交付を受けた者は、これを当該許可に係るディングーヨットの見やすい箇所に表示しておかなければならない。

（占用の許可申請）

第5条 条例第8条の規定による占用の許可を受けようとする者は、別に定める様式による港湾施設占用許可申請書を局長に提出しなければならない。

（原状回復免除の承認申請）

第6条 条例第11条ただし書の規定による港湾施設の原状回復の免除の承認を受けようとする者は、別に定める様式による原状回復免除申請書を知事に提出しなければならない。

（使用料等の還付申請）

第7条 条例第14条ただし書の規定による使用料等の還付を受けようとする者は、別に定める様式による使用料（占用料）還付申請書を局長に提出しなければならない。

（入出港届）

第8条 条例第15条の規定による届出をしようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第五号の二様式を局長に提出し、又は当該届の記載事項に係る情報をファイルに記録しなければならない。

2 避難その他船舶の事故等やむを得ない事情があると認められる場合において、船舶が港湾区域（条例第15条に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）に入港したとき、又は港湾区域を出港しようとするときにあっては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による届の提出又はファイルへの記録に代えて、その旨を局長に届け出ることができる。

3 条例第15条ただし書の規則で定める船舶は、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第2条各号のいずれかに該当する日本船舶（船舶法（明治32年法律第46号）第1条に規定する日本船舶をいう。）とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条から第8条まで、第10条及び第11条中「所管建設事務所長」を「所管土木事務所長」に改める。様式第1号及び様式第3号から様式第9号まで中「建設事務所長」を「土木事務所長」に改める。

附 則（昭和42年8月22日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年11月14日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月23日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日規則第16号）

この規則は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月30日規則第45号）

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（平成2年3月20日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第151号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日規則第33号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第73号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第92号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月29日規則第66号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第96号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出書について適用し、同日以前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月17日規則第143号）

- 1 この規則は、平成18年11月18日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月27日規則第62号）

この規則は、平成21年10月30日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条の2関係）

港湾名	岸壁	
	名称	位置
久慈港	掘込—4.5m 1号岸壁	久慈市長内町
	掘込—4.5m 2号岸壁	久慈市長内町
	掘込—4.5m 3号岸壁	久慈市長内町
	掘込—4.5m 4号岸壁	久慈市長内町
	掘込—4.5m 5号岸壁	久慈市長内町
	掘込—6.0m岸壁	久慈市長内町
宮古港	出崎—7.3m岸壁	宮古市臨港通
	出崎—9.0m岸壁	宮古市臨港通

	鍬ヶ崎地区—5.0m岸壁 日立浜—4.5m岸壁	宮古市鍬ヶ崎上町 宮古市日立浜町
大船渡港	野々田—4.5m岸壁	大船渡市野々田
八木港	北港—4.5m岸壁 北港—5.5m岸壁	九戸郡洋野町種市八木 九戸郡洋野町種市八木

別記様式（第4条の3関係）

省略